

令和5年度

定期監査及び行政監査報告書

佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員

佐 清 監 第 1 2 号
令和5年11月30日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管 理 者 西 田 三 十 五 様

佐倉市、酒々井町清掃組合
監査委員 京 増 孝 一
監査委員 徳 永 由美子

令和5年度定期監査及び行政監査報告

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第292条において準用する同法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象部署

1 監査委員監査

(1) 総務課、施設管理課

第2 監査の着眼点及び方法

監査対象所属の事務事業が法令・例規等に従って適正に行われているかどうかといった合規性の観点とともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、次に掲げる着眼点に基づき実施するほか、構成市である佐倉市の佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。

- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 夏季特別休暇及び年次有給休暇が計画的に取得されているか。

第3 監査の日程

令和5年11月24日

第4 監査の範囲

令和5年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

- ※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）
- ※【措置済み】 : 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

(1) 負担金の関係書類について

会費様態の負担金等について、団体が会計報告書を発行しているのにも関わらず、会計報告等の有無を「無」としているものが1件認められた。今後は、会計報告等を入手し、適正な負担金事務を確保されたい。

【措置済み】

2 意見

- ※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

(1) 新規事業について

次期一般廃棄物処理施設整備方針策定業務については、令和16年3月までの地元協定期間までに次期一般廃棄物処理施設を稼働させるため

には、事業内容の精査が求められる。また、酒々井リサイクル文化センター地元協議会に対して、十分な説明をする必要がある。

地元協議会からの意見・要望等を、次期一般廃棄物処理施設整備にあたりできる限り対応できるよう努められたい。